

箕面船場駅前地区景観デザイン指針

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1. 景観デザイン指針について | 1 |
| 2. デザインコンセプト | 3 |
| 3. 空間構成とデザインの考え方 | 5 |
| (1) 建物外壁・上中層部のデザイン | 6 |
| (2) 建物外壁・下層部のデザイン | 9 |
| (3) デッキのデザイン | 14 |
| (4) 夜間照明 | 17 |
| 4. その他の配慮事項 | 20 |
| 5. 具体的な景観形成に向けて | 21 |

1. 景観デザイン指針について

箕面船場地区では

新駅の設置に向けたあらたなまちづくり

それにふさわしいまちづくりルールが設けられます。

景観についても景観計画などで建物や外構などのルールを定めますが

その一方で、あたらしいまちは

駅を中心に「人」でにぎわい

多様な施設が集まり多様な活動の場となることが期待されており

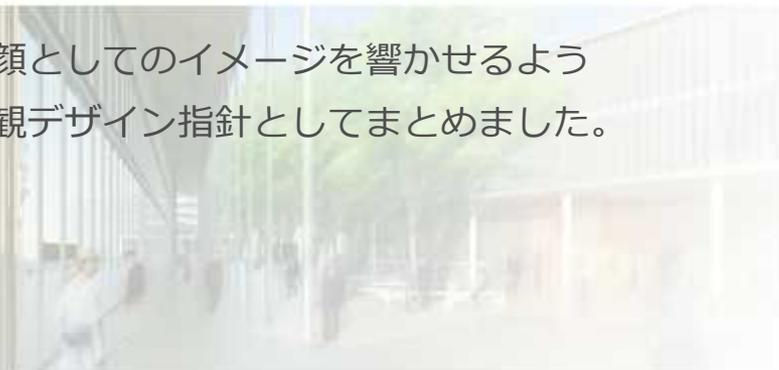
景観面ではそうした人の活動を見る・見せることが非常に重要になります。

景観計画を中心とした従来の建物や外構を中心としたルールに加え

「人」の活動の表出としての景観づくりのため

また多様な個性がハーモニーを奏で、あらたな箕面の顔としてのイメージを響かせるよう

空間をどう作り込むのか、空間の使い方も含めて、景観デザイン指針としてまとめました。



〈デザイン指針の位置づけと運用〉

本指針の眼目は、駅前地区の景観の最も重要なポイントである「見る・見せる活動」の場となる歩行者デッキ（*）及びその周辺をどのように景観誘導するかにあります。

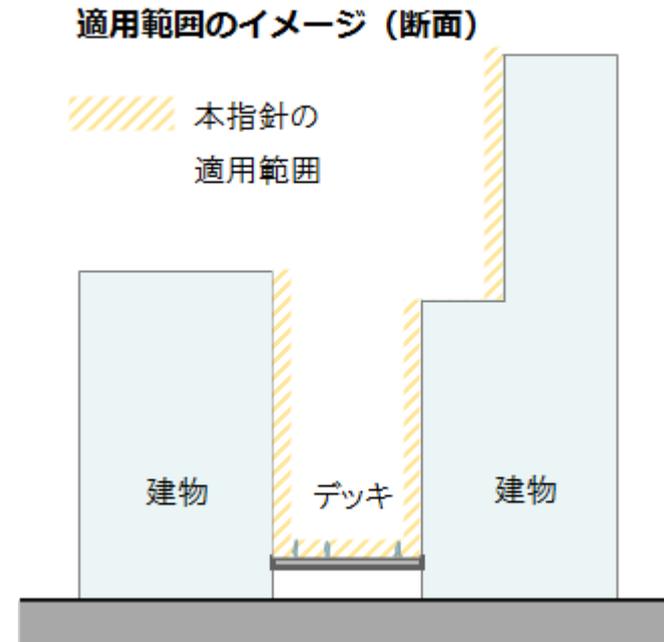
そのため、景観計画では箕面船場駅前地区を都市景観形成地区として新たに位置づけ、地区全体の景観の調和を図ることとしていますが、特にデッキからの見え方にさらなる配慮がなされるよう、都市景観形成地区に創造的基準を設け、景観デザイン指針による景観誘導について規定しています。

そして、その景観デザイン指針として、デッキ周辺の土地所有者等が意見交換する場である「大阪大学・箕面市等連絡協議会」において、部会を設けて検討・策定された景観デザイン指針（案）を、市長が箕面市都市景観アドバイザー及び箕面市都市景観審議会の意見を聴き、平成29年8月に認めたものが本書です。

よって本指針ではデッキ上及びそこに面した部分（デッキから見える範囲）を適用範囲とします。

駅前地区全体が都市景観形成地区となりますので建設行為を行おうとする場合には必ず届出が必要になりますが、さらにデッキに面する敷地では、届出に関する協議（事前相談）の際に、本指針の内容に沿って箕面市都市景観アドバイザーによる助言等を受け、それをふまえた景観デザインにより景観形成を図っていただきます。

* 「歩行者デッキ」は北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における、多目的広場歩行者連絡通路およびこれらに連続して計画する歩行者空間を示す。



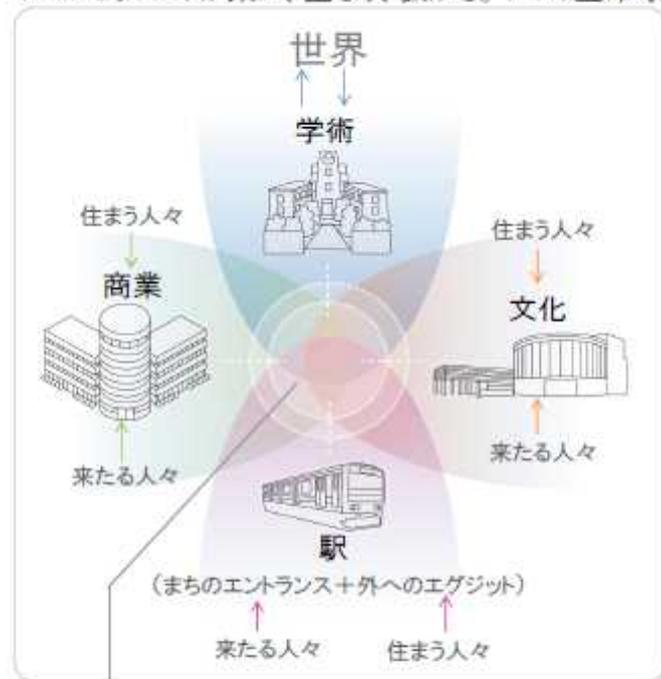
2. デザインコンセプト

Design concept
for
Minoh-Semba

(仮称)

箕面船場駅前エリアのデザインコンセプト

4つのセグメントが集い、重なり、広がる。1つの生命球



駅前広場とメインデッキ

単なる通路(Aisle)であるにとどまらず

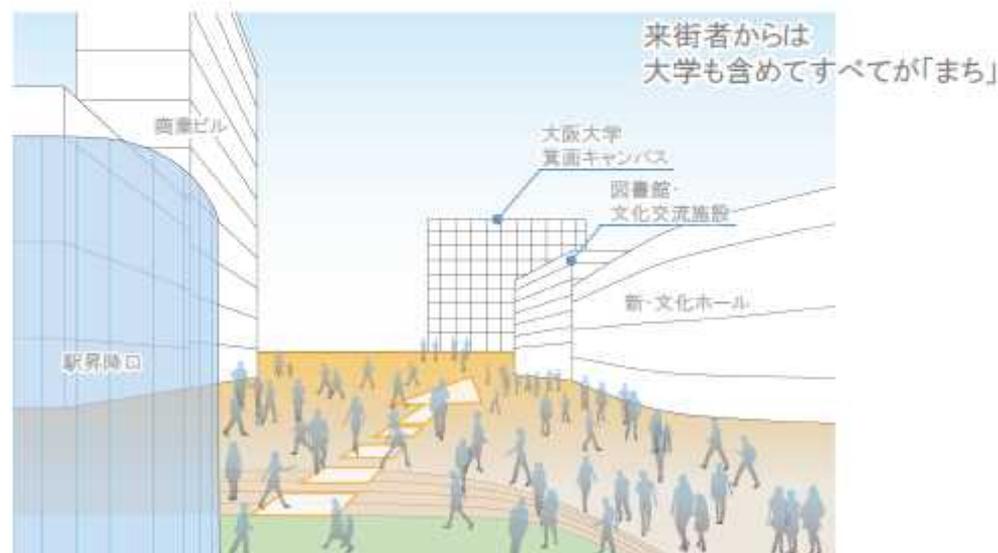
各セグメントへの動線(Flow Lines)であり

それらの結節点(Node)であり中心(Hub)であり

人々が集い語らう広場(Agora)である

集う人々すべてに開かれた場所(Public Space)であるとともに

建築群のファサードを一望する視座(View Point)である



住まう人、来たる人、学ぶ人、集う人、
人と人が多彩に重なる、アーバンスクエア



～まちのイメージと景観形成のポイント～

駅前地区は、鉄道駅からの歩行者デッキにより、様々な施設が至近に結ばれます。質の高い芸術文化の創造と振興の場になることが期待される新・文化ホール、学術・文化の拠点となる文化交流施設及び図書館、年間約50か国300人にも及ぶ留学生をふくめ約3,000人の学生が籍を置き活動することで国際色がきわめて豊かな教育・研究の核となる大阪大学、駅ビルを始め多様な集客が見込まれる商業施設の集積、これら様々な施設の様々な機能をふまえ、船場地区全体の顔としてのまとめ、今後の周辺への広がりも考慮のうえ、以下のようにめざすまちをイメージしつつ、景観形成につながる配慮を行います。



利便性・機能性

多様な都市機能が集積し
地域の核となる利便性・機能性の高いまち

わかりやすいサイン計画、動線の整理、すっきりした壁面（過大な広告物は控える）など

文化・芸術・学術

文化・芸術・学術の息吹を身近に感じるまち

オープンな交流スペース
（視線の抜け、建物内外の連続性に配慮）

にぎわい

多様な人が集い
その多様な活動によってにぎわうまち

たまり、立ち止まりのスペース
（視線の抜け、建物内外の連続性に配慮）

新たな顔

箕面イメージを担う新たな顔となるまち

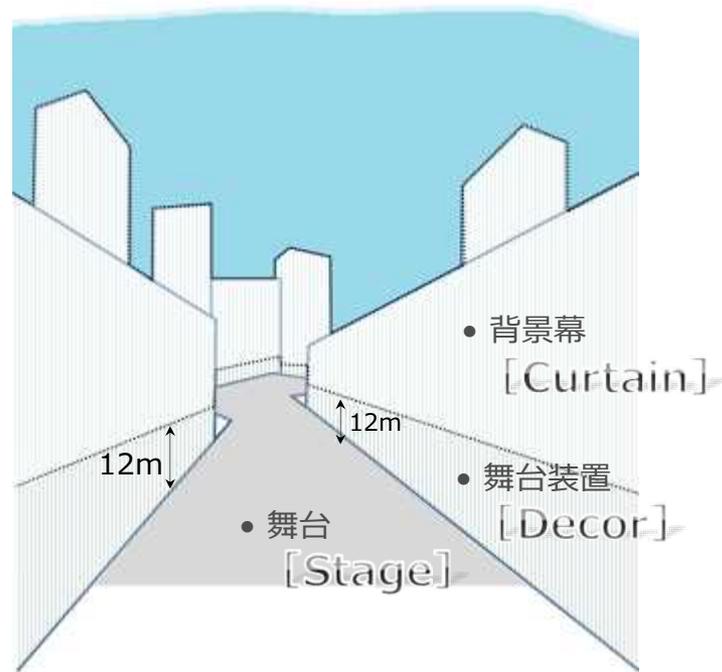
地区内の統一感、周辺との調和
（地区外から浮かない）

3. 空間構成とデザインの考え方

本地区では、自然に視線に入る「デッキ面から高さ12m程度までの範囲」を景観のメイン、すなわち「人の活動を見る・見せる場」とします。

そのメイン部分の演出・見せかたは、空間構成を劇場になぞらえて次のように考えます。

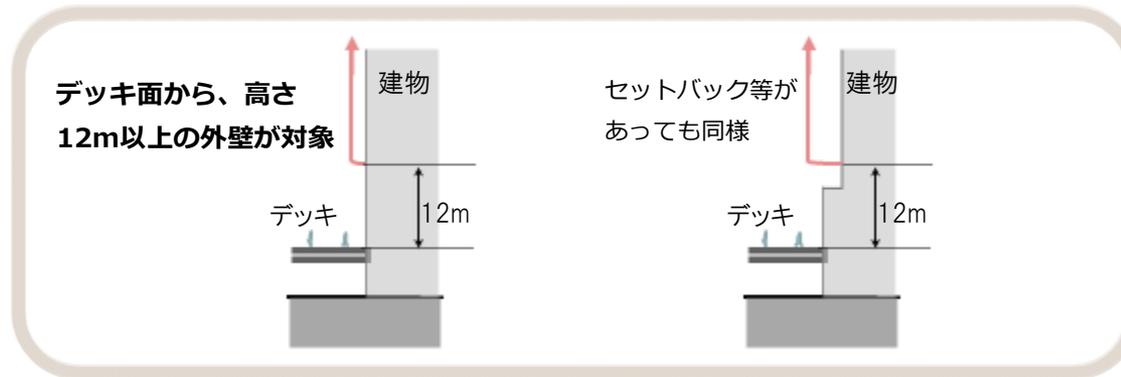
- 背景幕 [Curtain] ～建物外壁・上中層部～
デッキ周辺の建物の高さ12m以上の部分の壁面は、劇場における背景幕のように、場全体を一体に見せつつ、舞台上を引き立てるようにする。
- 舞台装置 [Decor] ～建物外壁・下層部～
メイン部分のうち建物の外壁部分（デッキ面から高さ12m程度まで）は、舞台装置として、それ自体が舞台を彩るだけでなく、舞台上の空間を切り分けたり、つながりや奥行きを生み出すようにする。
- 舞台 [Stage] ～デッキ～
デッキ上のスペースは、様々な活動が立ち現れる舞台そのものであり、活動のしやすさへの配慮とともに、見せるべきものがよく見えるよう、視線の抜けや小道具による視線の誘導を行う。



なお、夜間の景観は照明次第で大きく変化しますので、「夜間照明」として別途考慮することとします。

(1) 建物外壁・上中層部のデザイン

[建物外壁・上中層部の考え方]



建物外壁・上中層部は、デッキ上からメイン景観を見たとき、空と調和しつつ、一体的に背景となるよう、またメイン景観を際立たせるよう（建物用途にかかわらず）すっきりしたデザインとする。また駅前エリアの外からも見える部分なので、周辺のまちなみから浮かないよう、外壁の色やデザインは主張しすぎないものとする。広告物は設置しない。

外壁の色・デザイン

- ・外壁の色彩は、箕面市景観計画で定める、その他の地区の外壁の色彩基準におけるベースカラー(*)のうち、明度6から8までに限り、無彩色であっても同様の明度を基調とする。また、色相YRの彩度は3以下とする。そのうえでコントラストを控え、デザインについても細かい表情や陰影により濃密な印象となることは避ける。

* その他の地区の外壁の色彩基準におけるベースカラー

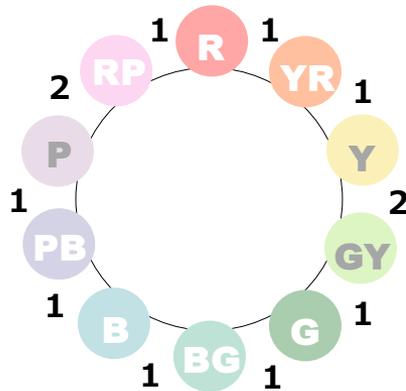
- ・ J I S 修正マンセル表色系による色相が、Y R の場合は彩度が4以下、Y 及び R の場合は彩度が3以下、それ以外の有彩色は彩度が2以下であり、かつ明度が6以上9以下の色彩

- ・外壁に用いる有彩色は前項に配慮した1色を基調色とし、隣棟（*）同士の色相の差は10色相環でみて2までとする。（各色相間の差はY⇔GY及びRP⇔Pは2、それ以外は1とする。）

なお、隣棟の基調色が無彩色の場合はさらにその隣棟の外壁色を考慮する。

*隣棟…ここでは、デッキから見て上中層部が隣り合う建物をいう。（建物所有者や敷地が異なる場合も同様）

色相差の設定



(例)

- ・隣棟の外壁の基調色の色相が「R」の場合、RP、R、YR、Yを基調色として使用できる

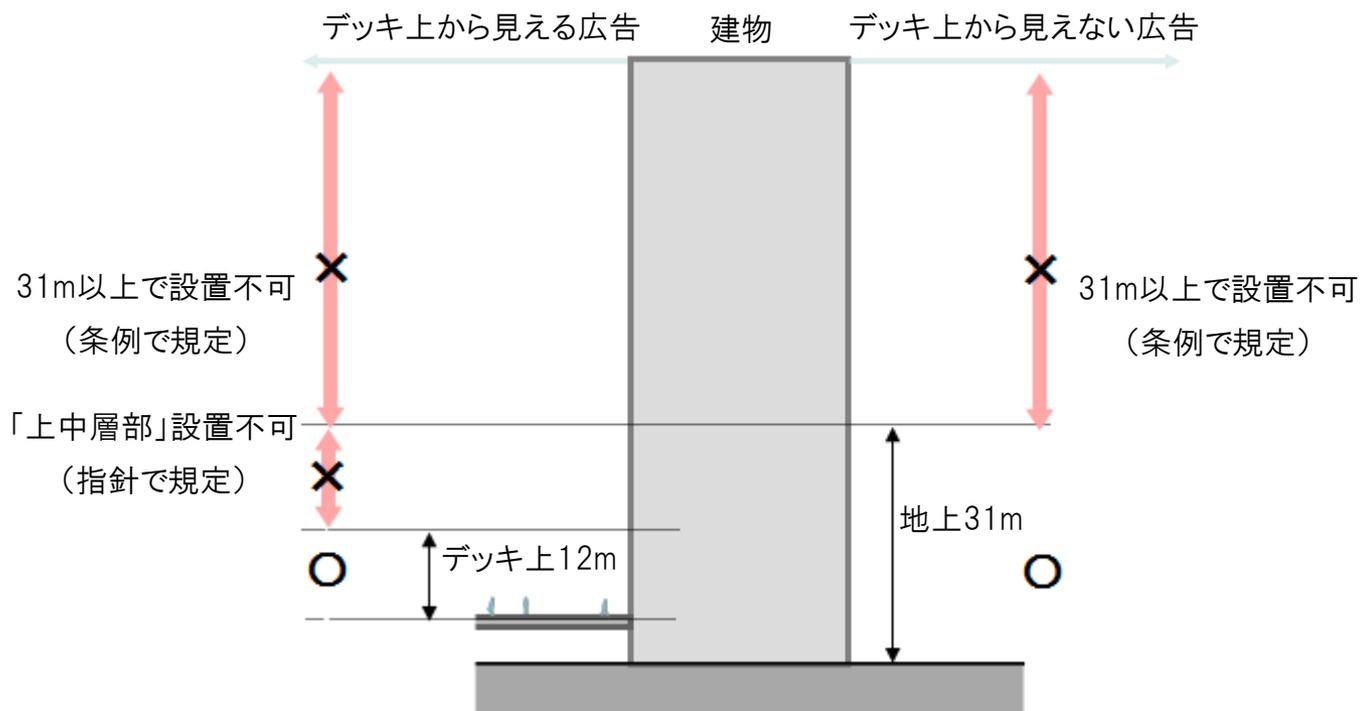
- ・壁面が水平方向に長大（50m以上）になる場合は、ファサードデザインの工夫や分節化により単調さを避け圧迫感を軽減する。

広告物

- ・高さ31mを超える部分や屋上部には広告物を設置してはならない。
- ・高さ31m以下の部分についても、デッキ上から見える広告物は設置しない。

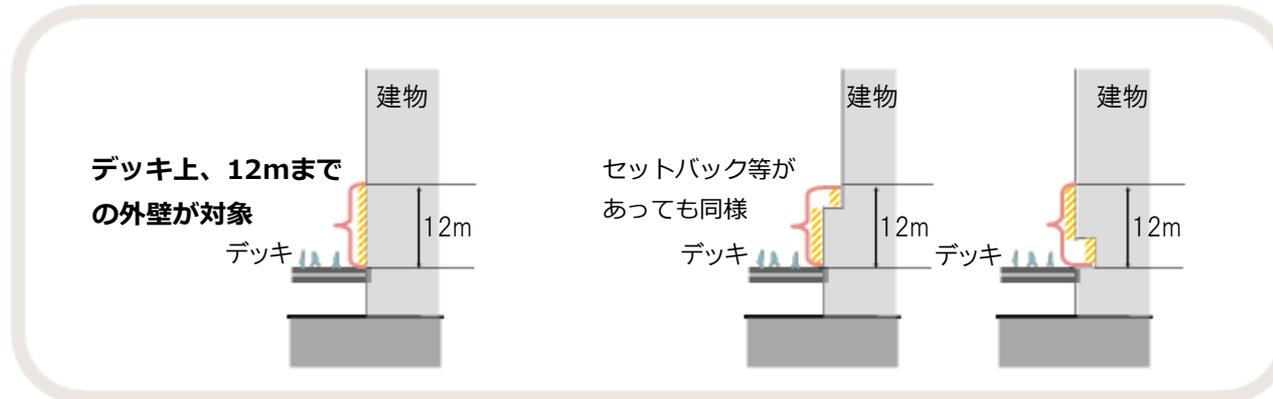
(建物に設置する広告物の考え方)

- ・ここでのいう広告物には、屋号やロゴマークのみの物も含まれる
- ・表示内容は自家用のみとするほか、箕面市都市景観条例(広告物景観形成誘導基準及び都市景観形成地区基準)を遵守すること



(2) 建物外壁・下層部のデザイン

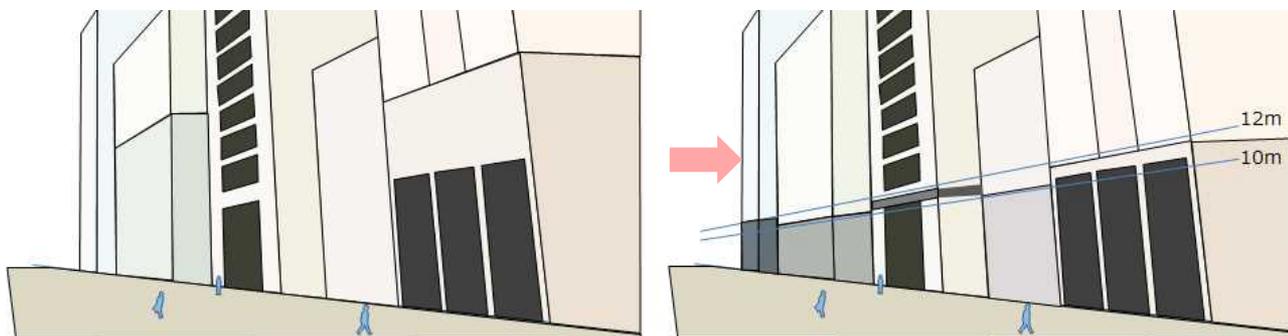
[建物外壁・下層部の考え方]



デッキ面から高さ12m程度までは、メイン景観の一部として、建物用途に相応しい個性と、デッキ周辺の建物全体の統一感を演出する。そのためこの建物外壁・下層部では、様々な活動の場を創出し、景観を形成するよう、建物の構造やデザインに配慮する。

外壁の色・デザイン

- ・下層部における外壁の色彩は、上中層部よりも幅を持たせつつ（本指針では制限を追加せず、箕面市景観計画に定める、その他の地区の外壁の色彩基準に準じる）基調となる色彩は明度6から8までのものを用い、下層部としてまとまりのあるデザインを施す。この際、色使いや外壁デザインなどの工夫により上中層部とのめりはりをつける、もしくは上中層部と下層部を分かつように梁や建具などにより水平方向に切り替え線を設ける。
 - ・前項の上中層部との境界線（切り替え線）は、デッキ面から高さ10～12mの位置を目安に、隣棟（*）間で水平方向のつながりを感じられるように位置を調整し、一体感のあるまちなみをつくる。
- * 隣棟…ここでは、デッキから見て下層部が隣り合う建物をいう。（建物所有者や敷地が異なる場合も同様）



下層部の連なりによって
一体感を創出するイメージ ▶



- デッキ面から3～6 mまでのファサードは、壁面の表情や柱などをリズムカルに連続させることで歩行動線に沿った視線誘導をはかるとともに、隣棟（*）同士においても一体性や統一性が感じられるよう調整を行う。

* 隣棟…ここでは、デッキから見て下層部が隣り合う建物をいう。（建物所有者や敷地が異なる場合も同様）

- 前項の「壁面の表情や柱などをリズムカルに連続」させた部分など、デッキ面から3～6 mまでにおける外観のポイントとなる柱や梁、建具等については、鋼材など金属系の暗い素材色のもの
で構成するとともに、デッキ面から3 mまでの壁面はできるだけガラス材を用いることで、まちなみ全体につながりが感じられるようにする。



活動の場のデザイン

・多様な人の活動が、視覚的な凹凸や奥行きを感じさせる建物や空間の中に広がり、その情景がデッキ上からよく見えるようにするため、建物外壁・下層部のデザインは以下のような工夫を行う。

- ①外壁を階段状に後退し、その屋上部分を植栽や活動のスペースとして活用
- ②デッキ上からよく見えるフロアにオープンテラスを設ける
- ③ガラス材の使用や、さらにガラスの向こうの屋内空間を立体的に構成
- ④ピロティやセットバックによる活動空間の創出
- ⑤外壁の突出やずれによる小さなオープンスペースの活用

〈工夫の組み合わせイメージ〉

セットバック等による上方への空間の広がり

屋上緑化、できれば樹木の植栽による緑豊かな空間

壁面やバルコニー端部でのツタ類による緑化

バルコニーによる屋外空間への活動の広がりや表出

地上やデッキから上階への視線のつながりや活動の表出

直射日光の遮断と明るさの確保のバランスがよい断面形状

屋内外の活動の連続性や開口部からの屋内活動の表出

庇やオーニング等によって雨や直射日光がカットされた屋外空間や、連続性のある動線

①②の
典型例

光と熱のバランスを調整しつつ屋内外の連続性を与える外装やルーバー

上下階の連続性や一体感

③の
典型例

アトリウム（ロビー等の吹抜空間）による空間や活動の連続性と内外から互いに活動が垣間見えること

開口部から屋内外の活動が相互に垣間見えること

ピロティによって雨や直射日光がカットされ、イベント等でも使いやすい屋外の空間と動線の連続性

開口部から垣間見える屋内活動

セットバック等による上方への空間の広がり

庇やオーニングによって雨や直射日光がカットされた屋外空間や、連続性のある動線

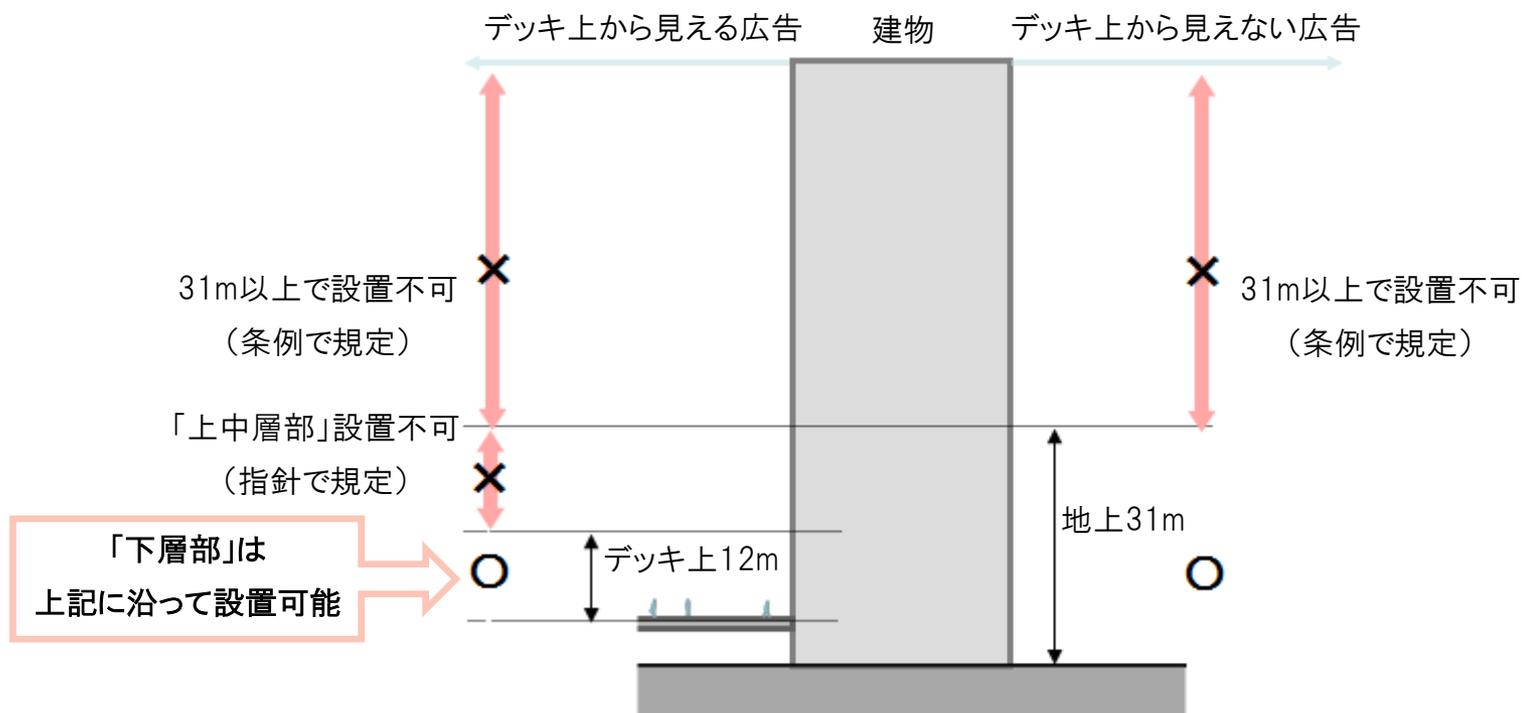
広告物

- ・下層部の壁面においては、箕面市都市景観条例（広告物景観形成誘導基準及び都市景観形成地区基準）に適合し、かつデザイン性に十分配慮した広告物（特に、建物名称や所有者など、建物全体を示す壁面広告にあっては、広告板（*）を用いず、独立した文字や商標を壁面に直接設置するものに限る。）は設置することができる。

* 広告板…ここでは、広告表示をプリント・塗装した板やシールをいい、壁面に直接塗装する場合も含む。

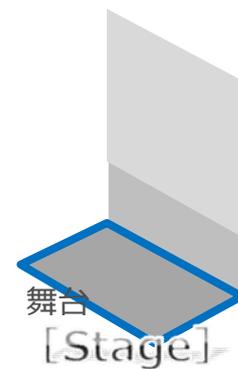
（建物に設置する広告物の考え方）

- ・ここでいう広告物には、屋号やロゴマークのみの物も含まれる



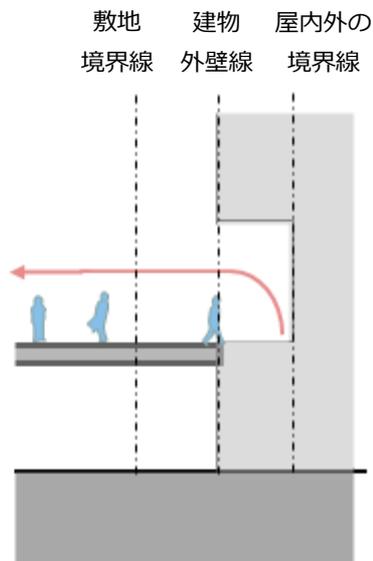
(3) デッキのデザイン

[デッキの考え方]



敷地境界線や建物外壁線にかかわらず、
屋内外の境界線からデッキ全体を対象と
する。

(この対象範囲全体を、本指針では
「デッキ」という。)



デッキ上は、ヒューマンスケールの空間としてしつらえ、全体としてまとまりのある景観を形成する。また、メインの歩行空間から、その外側の建物屋内に至るまでのスペース(*)に様々な活動の場が連なるようにし、箕面らしい上品な賑わいを生み出す。

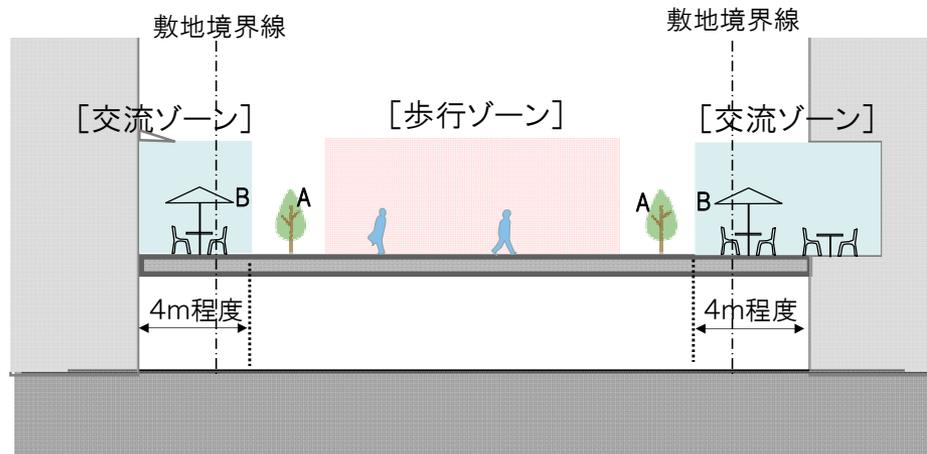
* 建物のセットバックなどにより、デッキと一体的に利用される部分(周縁部)を含め、一体的に考慮する。

デッキのしつらえ

- デッキの表面は、タイル等を用い、アースカラー（ここでは彩度2以下の色彩とする）から基調となる色彩を選択のうえ、これと馴染む範囲で多すぎない色数によってデザインする。また、敷地境界線（*）においては、敷地境界線がわからないよう、デッキ表面の色・デザインを連続させ、隙間もできるだけ小さく、目立たないようにする。

* 敷地境界線…ここでは、隣接する民地との境界線も含め、デッキ上のすべての敷地境界線を対象とする。

- デッキの中央部はメインの歩行ゾーンとし、歩行ゾーンの端部では歩行動線に沿って、統一感のあるストリートファニチュアや植栽（下図A）によって視覚的リズムを生み出しつつ、緩やかに建物側と区切るものとする。
- デッキの建物付近では、建物側の創意工夫により魅力あるオープンな活動スペースを創出し、交流ゾーンとしてカフェなどに活用されるよう配慮する。
- 交流ゾーンは、建物側からひろがり、敷地境界線を越えてさらに歩行ゾーン側と緩やかに連担させる。その場合、交流ゾーン上の設置物（下図B）などのしつらえやデザインは、歩行ゾーン端部のストリートファニチュアや植栽（下図A）と調和するようなものとする。



- 交流ゾーンは
建物外壁線から概ね4m程度

- ・点字ブロックなど、その他ユニバーサルデザインについても統一性に十分配慮する。
- ・特に動線が集中する箇所、動線に高低差が生ずる箇所では、サインが過多にならないよう配慮しつつ、ストリートファニチュアや植栽、建物ファサードのリズムを動線に沿って連続させて視線を誘導するとともに、視線の抜けを確保する。
- ・デッキ上に設けるアーケードやひさしは、建物に近い位置で、建物の外壁のしつらえと調和しつつ、見通しを妨げないものとする。
- ・デッキ上に、デッキ下部への通風口や採光窓を設ける場合は、デッキ上のストリートファニチュアや植栽との組み合わせを考慮のうえ、全体デザインに馴染むようにする。
- ・デッキ上のイベントでの使用を考慮した設備（給排水、電源など）の導入に努める。
- ・店舗等の店先（デッキ上）に物品を陳列する場合は、美観を損ねないように整理整頓する。また周囲の雰囲気乱さず、店先全体として快適な空間となるよう陳列台や広告などデザイン性に十分配慮する。
- ・デッキの幅が概ね20mを超える、広場部分においては、歩行ゾーンや交流ゾーンとの連続性に十分配慮しつつ、公共空間として相応しいしつらえとする。

〈デッキ上のイメージ〉



(4)夜間照明

イベント時等を除き、デッキ上の夜間照明は以下によるものとする。

[基本的な考え方]

- デッキ上の照明は、デッキ全体を均一に明るくするのではなく、歩行に支障のない範囲で、極力明るさを抑え、演出的な照明の陰影が映えるようにする。
- 演出的な照明は、夜間照明の基盤となるインフラ照明（*1）によって、建物外壁等やデッキ上のストリートファニチュア・植栽などを、その本来の色や質感を引き立て、はなやかさを演出するように照らす。また、同種の対象を同じピッチで同様に照らすことにより、調和・一体感の創出をはかる。
- 店舗等の営業用照明（*2）は、屋内の照明だけでなく、店先への設置も可とするが、演出的な照明の効果を損なわないよう、店先より外、隣の店舗やストリートファニチュア・植栽のエリアに光が漏れないよう注意する。
- 営業時間外の営業用照明は、店先など屋外の照明は消灯し、屋内の照明は弱い光を屋内に向けて点灯する。また、隣の店舗等と、商品ディスプレイ照明の有無等により大きな明暗の差が生じないように配慮する。
- 以上をふまえたデッキ上の照明の基本ルールとして、インフラ照明、営業用照明を問わず、デッキ上の歩行者がまぶしく感じることはないよう、光源を覆う、光を強くしすぎない等の配慮を行う。また、インフラ照明、営業用照明のいずれについても、周囲に無駄な光が散乱しないよう光の方向を調節する。
- 広告物の照明については、光源を点滅させないなど、箕面市都市景観条例（広告物景観形成誘導基準）を遵守する。また、内照式看板は設置せず、照明カバー等も着色しない。ただし、白い素材で、店名・ロゴをかたどり、文字・ロゴの裏側から照らすものは設置できる。

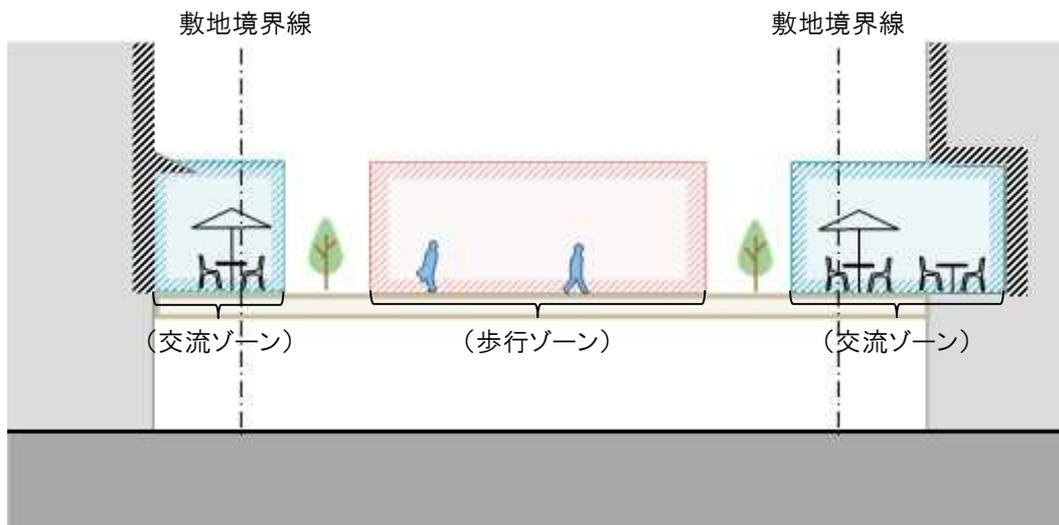
*1 インフラ照明：ベーシックな照明として整備されているもので、営業中・閉店後にかかわらず、点灯するもの。

（デッキ等全体の管理者がスイッチをオン・オフする照明。）

*2 営業用照明：営業用の照明で、店の人がスイッチをオン・オフする照明。

[具体的な照明方法]

[基本的な考え方] で触れたとおり、デッキ上の照明の種類として「インフラ照明」と「営業用照明」にわけ、かつ営業用照明については営業時間中と営業時間外のケースに分類し、以下に示す設置場所に応じて、具体的な照明方法を次ページに示す。



各ゾーンに設置される照明の種類は以下のとおり。

-  歩行ゾーン
⇒インフラ照明のみ設置
-  交流ゾーン (歩行ゾーンとの間の植栽やストリートファニチュアのスペースも含む。)
⇒植栽やストリートファニチュアの照明はインフラ照明のみ設置
⇒交流ゾーンのデッキ上ではインフラ照明と営業用照明のいずれか又は両方の設置
-  建物外壁および屋内
⇒外壁はインフラ照明と営業用照明のいずれか又は両方の設置
⇒屋内は営業用照明

| | | 歩行ゾーンの照明 | 交流ゾーンの照明 | | 建物外壁及び屋内の照明 | |
|--------|-------|---|--|--|--|--|
| | | | ストリートファニチュア・植栽 | 交流ゾーンのデッキ上（店先など）に設置する照明 | 壁面に設置する照明 | 屋内の照明 (ピロティ内の天井や壁を含む) |
| インフラ照明 | | <p>歩行者のためにデッキ面を照らす照明を設ける。</p> <p>(位置・明るさ・方向) [基本的な考え方]に沿って、付近の演出的照明による陰影が映えるよう、歩行者の通行や防犯等の安全上支障のない範囲で極力明るさを抑える。光源は高さ1m以下の位置におき、下向きに照らす、ごく弱い光で足元を照らすなど配慮する。</p> <p>(色) 照明の色温度は2,700~7,000Kの範囲から基調となるものを選択し、複数の照明を組み合わせる場合、色温度の差は1,000K以下として調和をはかる。</p> | <p>ストリートファニチュア、植栽等に対して演出的な照明を積極的に施す。</p> <p>(位置・明るさ・方向) 光源はデッキ上の歩行者の目線(デッキ上約1.5m)より下に置き、交流ゾーン全体の明るさを抑える。 ・ストリートファニチュアへの照明は高さ1m以下の位置から下向きに照らすか、ごく弱い光で足元を照らす。 ・植栽(樹木)への照明はその足元直下から上向きの光で葉を照らす(周囲に光が漏れないよう特に注意する。)</p> <p>(色) 歩行ゾーンにおいて基調とされた照明の色温度との差は1,000K以下として調和をはかる。</p> | <p>建物外壁等(壁や柱)に対して演出的な照明を積極的に施す。交流ゾーンを照らし演出するインフラ照明の設置について検討する。建物外壁の上中層部はライティングしない。</p> <p>(位置・明るさ・方向) 光源はデッキ上の歩行者の目線(デッキ上約1.5m)より下に置き、交流ゾーン全体の明るさを抑える。 ・建物外壁等(壁や柱)を照らす演出的なインフラ照明は、外壁等の足元直下など外壁等に極力近い位置に光源を設置し、上向きの光で外壁等対象物を照らす(強い反射光が生じないように注意する)。 ・交流ゾーンそのものを演出するインフラ照明は埋め込み式とするなど、通行や営業など交流ゾーンの柔軟な利用の妨げにならないものとする。また、外壁等やストリートファニチュア、植栽等に対する演出的な照明よりも弱い光でそれらの照明を引き立てるようにする。</p> <p>(色) 歩行ゾーンにおいて基調とされた照明の色温度との差は1,000K以下として調和をはかる。</p> <p>(その他) ・建物外壁等を演出的に照らす際は、隣接する店舗等や隣棟(デッキから見て下層部が隣り合う建物をいい、建物所有者や敷地が異なる場合も同様)同士で一体性や統一感が感じられるよう、色や連続的に設置する照明の水平方向のピッチを調整する。 ・交流ゾーンそのものを演出するインフラ照明は、隣接する店舗等や隣棟(デッキから見て下層部が隣り合う建物をいい、建物所有者や敷地が異なる場合も同様)同士で一体性や統一感が感じられるよう、色や数量、デザインなどについて調整する。</p> | <p>建物外壁等(壁や柱)に設置するインフラ照明は演出的な照明として建物外壁等のみを照らす。建物外壁の上中層部はライティングしない。</p> <p>(位置・明るさ・方向) 強い反射光が生じないように光の強さ、向きに注意する。</p> <p>(色) 歩行ゾーンにおいて基調とされた照明の色温度との差は1,000K以下とし調和をはかる。</p> <p>(その他) 建物外壁等を演出的に照らす際は、隣接する店舗等や隣棟(デッキから見て下層部が隣り合う建物をいい、建物所有者や敷地が異なる場合も同様)同士で一体性や統一感が感じられるよう、色や連続的に設置する照明の水平方向のピッチを調整する。</p> | |
| | 営業用照明 | 営業時間中 | | <p>店先等をカフェや売り場などとして使用する際の照明や、店先に出す広告を照らす照明などは設置できる。</p> <p>(位置・明るさ・方向) 光源はデッキ上の歩行者の目線(デッキ上約1.5m)より下に置き、交流ゾーン全体の明るさを抑える。光を弱める、照らす向きを下向きにする、遮光するなどによって、歩行ゾーンや隣の店先等に光が漏れたり、歩行者がまぶしく感じることがないようにする。</p> | <p>壁面広告等を照らすものなど、営業用の照明も設置できる。</p> <p>(位置・明るさ・方向) 付近の建物外壁等を演出的に照らすインフラ照明よりも弱い光とするなど、その演出効果を損なわないようにする。</p> | <p>(位置・明るさ・方向) 歩行ゾーンや交流ゾーン、隣の店先等に光が漏れないよう、極力光を屋外に向けない。</p> |
| | 営業時間外 | | <p>広告用のもの(可動式のものも含む)も含め、営業用の照明は消灯する。</p> | <p>壁面広告を照らす照明も含め、営業用の照明は消灯する。</p> | <p>(位置・明るさ・方向) 隣の店舗等と大きな明暗の差が生じないように弱い光を屋内に向けて点灯する。このときの屋内を照らす光は、歩行ゾーンから見て、植栽やストリートファニチュアを照らす光や、付近の建物外壁等を演出的に照らすインフラ照明の光よりも弱くする。</p> | |

「インフラ照明」:ベーシックな照明として整備されているもので、営業中・閉店後にかかわらず、点灯するもの。(デッキ等全体の管理者がスイッチをオン・オフする照明。)

「営業用照明」:営業用の照明で、店の人がスイッチをオン・オフする照明。

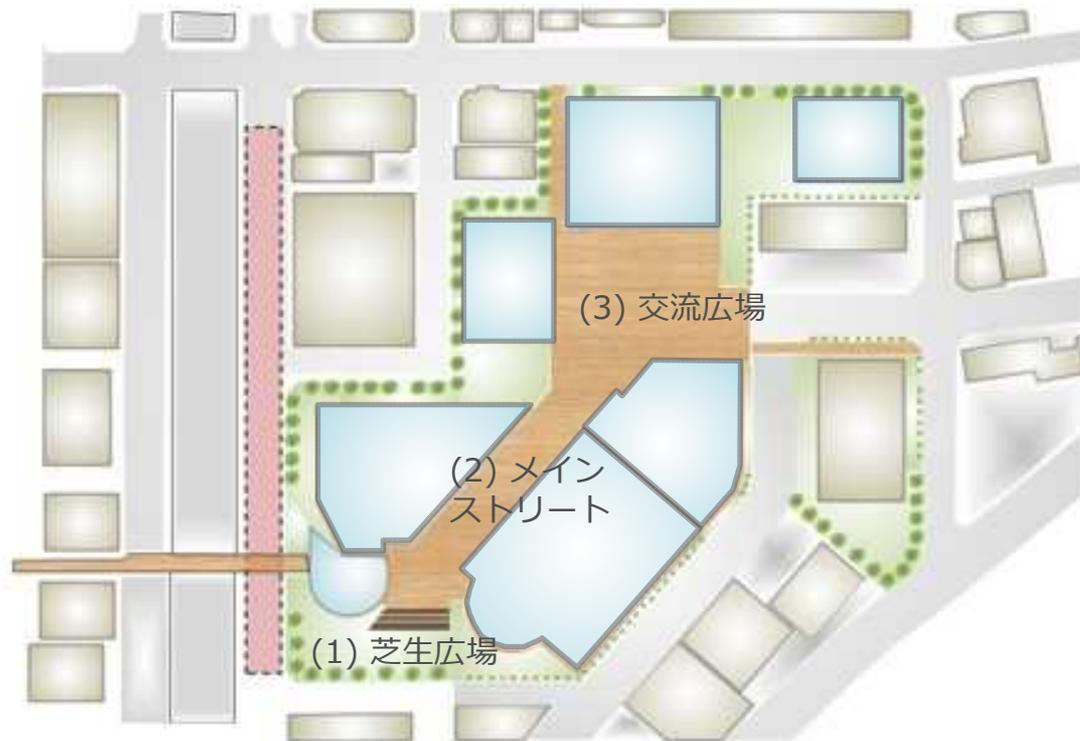
4. その他の配慮事項

本指針の内容とあわせて検討することが望ましい事柄について、景観形成に当たっての配慮事項として示します。

- ・ 建物の外壁の色やデザインについては、街区の外からの見え方も考慮し、デッキから見えな
い面の色やデザインがデッキから見える面と大きく乖離することがないように、調和をはかる。
- ・ 建物と建物の間など、デッキが建物に接続しない箇所では、デッキから見下ろした地上面が、
デッキ上の空間とかけ離れた印象とならないよう、デッキから見える植栽や外構については、
デッキ上の植栽やしつらえと調和させる。また、デッキからの視線を遮る高い塀などを設け
ないようにするなど、空間の広がりを感じられるように配慮する。
- ・ 特にメインストリートに沿って南西方向への視線は、芝生広場から国道423号に抜け、
すっきりと広い空を眺めることができるので、デッキ上の設置物等についてはこれを損なわ
ないように配慮する。

5. 具体的な景観形成に向けて

本指針の適用範囲であるデッキ上及びそこに面した部分（デッキから見える範囲）のうち、景観形成に重要なポイントとなる下図(1)～(3)と、それに面する建物等について、使い方とデザインイメージを次ページ表のとおりまとめました。



活動の場としての外部空間の使い方と、しつらえを含めたデザインイメージとの関係（参考）

| | 右の(1)(2)(3)に面する建物等の共通事項 | (1) 芝生広場 | (2) メインストリート | (3) 交流広場 |
|-------------|--|---|--|---|
| 使い方のイメージ | <ol style="list-style-type: none"> 1 デッキ全体を歩行者が円滑かつ快適に往来できる。 2 通行の妨げにならない範囲で、ストリートパフォーマンス、仮設看板や展示など、幅広い活動に使用できる。（そのための仕組みが整備されている） | <ol style="list-style-type: none"> 1 待ち合わせをする人々が、たまりの空間として使用できる。 2 デッキ全面を使用するイベント等では受付等に使用できる。 3 誰もが憩い楽しむ場として使用できる。 | <p>カフェ等店舗において、敷地の内外にわたる営業ができる。（そのための仕組みが整備されている）</p> | <p>大学や管理者（未定）が実施するイベントや催しにおいて、大学敷地内のデッキと一体で、イベントや催しの内容に応じた幅広い使用ができる。</p> |
| 空間のしつらえ方 | <ol style="list-style-type: none"> 1 デッキ下の駐輪場・通路やデッキに面する建物との間で視線や人の活動が繋がるように、立体的・断面的な開放性をもたせる。 2 これらに面する建築物の部分では、できるだけ多くの、人々の活動が視認できる空間（店舗、ホワイエ、アトリウム、バルコニー等）に面するようしつらえる。 3 できるだけ多くの緑のうるおい（植栽柵、屋上／壁面緑化）と、公園と同程度の照明設備を備える。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 デッキ下の駐輪場・通路（市、大学、民間商業施設のそれぞれへアクセス可能）への入口は、わかりやすく、かつ開放的なしつらえとする。 2 デッキ・広場でのイベント等における搬入機能を有する。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 往来が多いときも円滑な通行が可能な設えとする。 2 植栽やベンチ等を設えつつ、メインストリートの軸線方向に見通しが効き、両端部から互いの広場での活動の様子が窺えるようにする。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 イベントに必要な電気・給排水設備等を備え（大学デッキ、市のデッキとも）、イベント時に使いよいしつらえとする。 2 敷地境界を越えて求心性や一体性のある空間をめざす。 |
| 表層のデザインイメージ | <ol style="list-style-type: none"> 1 基調として落ち着いた、素材感を活かした色合いとし、建物の開口部や外装材、舗装材、植栽やファニチュア等のしつらえ、街灯や照明デザインも含めて、調和したものとする。 2 上記の基調色との調和に配慮しつつ、それぞれの建物の特徴が表出するような色使いを取り入れる。 | <p>左記の共通事項を守りながら、目を引く仕掛け、視覚的工夫をできるだけ取り入れる。</p> | <p>デザイン要素として特に軸線に沿ったりズムが感じられる設えをめざす。</p> | <p>周囲の建物は、広場に面する施設として相応しい調和のとれたデザインをめざす。</p> |

大阪大学・箕面市等連絡協議会部会員

(座長) 大阪大学 吉岡聡司准教授

(会員/順不同)

大阪大学：志賀直比古教授

上田敦施設部整備課長補佐

大阪船場繊維卸商団地協同組合：八木齊専務理事

寺本正満常務理事

古山恭平管理部長

箕面市：岡本秀北急まちづくり推進室長

上岡孝之参事

坂本圭参事

[お問い合わせ] 箕面市地域創造部北急まちづくり推進室

TEL : 072-724-6744 FAX : 072-722-7655

Email : machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp



MINOH CITY
H 29.8